

熊本県県南広域本部公共土木施設等における
清掃等維持管理活動に対する表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県が管理する公共土木施設等の清掃活動等（以下「清掃等維持管理活動」という。）を通じて、各施設の維持管理に貢献している団体又は個人（以下「活動団体等」という。）のうち、特に優れた者の表彰について必要な事項を定める。

(被表彰者)

第2条 熊本県県南広域本部長（以下「県南広域本部長」という。）は、八代市及び氷川町において次のいずれかの清掃等維持管理活動を行う活動団体等の中から、当該活動を2年以上、かつ年2回以上継続して行い、その功績が顕著で他の模範となる活動団体等（過去3年の間この要領に基づく表彰を受けたものを除く）を表彰する。

- (1) 道路の清掃、除草、植栽管理
- (2) 河川の清掃、除草、植栽管理
- (3) 海岸の清掃、除草
- (4) 港湾施設の清掃、除草、植栽管理
- (5) 公園の整地、清掃、除草、植栽管理
- (6) その他公共土木施設等の維持管理に貢献する活動

2 営利を目的として清掃等維持管理活動を行う活動団体等は表彰の対象外とする。

(表彰の時期)

第3条 表彰は、前2年間（年度）の活動実績により、毎年5月頃に行う。

(申込み)

第4条 表彰を受けようとする活動団体等、または、活動団体等を推薦する者は、次の書類を熊本県に提出する。

- (1) 清掃等維持管理活動調書（別紙様式）
- (2) 活動状況の写真
- (3) 活動場所の位置図
- (4) 団体の場合は、規約、会則等が分かる書類

(審査会の設置)

第5条 県南広域本部長は、前条の書類を提出した者の中から被表彰者を選定するため、「熊本県県南広域本部公共土木施設清掃等維持管理活動団体表彰審査会」

(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、熊本県県南広域本部土木部長、副部長、土木部各課長及び振興課長により構成し、委員長は土木部長が務めるものとする。

(表彰の決定)

第6条 県南広域本部長は、審査会の選定結果を受け、被表彰者を決定し表彰する。

(事務局)

第7条 本要領に係る事務を処理するため、熊本県県南広域本部土木部技術管理課に事務局を置く。

(その他)

第8条 その他この要領に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年(2019年)2月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年(2020年)1月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年(2021年)2月26日から施行する。